

## 前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第172回

平成17年も後2ヶ月を残すのみとなりました。

愛知万博も大成功(?)に終わり、我が名古屋も注目され、書店では「名古屋本」が飛ぶように売れているようです。

ただ、こうした一過性の景気はあっという間に目の前を通り過ぎてしまいます。やはり変化に一喜一憂することなく、少し先を見据え、目標に向かって邁進することこそ、経営者の心構えかと思えます。

また、郵政公社の民営化法案も強引に決定されました。5年後の日本を考えますと悲しくなるほどの「愚行」であると思えます。「未来を写す最良の鏡は過去である」といいますね。「国にしかできないことがある」ことをもう一度しっかり考えていくべきでしょう。そして逆に「国が支配してはいけない、権力をふるってはいけないこと」があることも同時に考えなければなりません。

どちらにしろ、動き出してしまった我国「日本」・・・  
しっかり自立して行くよりしかたがありませんね。

### 自立の条件とは

- ① 決断力を持つこと
- ② 将来性を読む力を持つこと
- ③ 部下の長所を見出す人事力を持つこと（やはり適材適所ですね）
- ④ 正しい決断をするための情報収集力を持つこと（そのために人との付き合い、勉強が必要です）

すなわち、自分の能力を高め、自分で行動する。  
これが自立かと思えます。

今後中小企業はますます厳しくなっていくはずです！！

## 前田の《今人生を語る》第79回

殺伐とした日本・・・外国からの入国者の問題ばかりでなく、我が日本人の心の退廃も大きく影響しています。

この日本を救うには、やはり学校における教育（道徳）と敬重されたいという人の衝動、特に父と子（男の子）、母と子（女の子）といった親子の中で子が親から注目され、敬重されるという満足感の中から、自然に学び、正・善・真・克己という道徳が生まれる。

すなわち家庭における教育が必要であると思えます。

結局、我々自身が道徳を身につけなければ、日本はどんどん滅びていきますね。

### (1) 年末調整 ～ 変わったところ ～

- ① 老年者控除が廃止されました
- ② 国民年金保険料等（基金）について、社会保険料控除を受けようとする場合は、国民年金保険料等の証明書を添付又は提示しなければならなくなりました。
- ③ 住宅借入金等特別控除の適用対象となる中古住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の中古住宅が追加されました。

### (2) 消費税

平成15年の税制改正により、従来の事業免税が引き下げられました。

従来 ⇒ 3千万円

改正後 ⇒ 1千万円

個人事業者は上記の改正の影響により課税事業者となる最初の課税期間は、平成17年1月1日～17年12月31日となります。

この際、簡易課税を選択する場合は、本年12月31日までに簡易課税制度を選択する旨の届出書を所轄税務署に提出する必要があります。

### (3) 設備投資減税

#### ① IT減税

一定の情報通信機器等（ソフトウェア含む）を取得した場合に、特別償却又は法人税額の特別控除を行う制度

⇒ 平成18年3月31日までの期間

#### ② 30万円未満の少額減価償却資産

中小企業等が、30万円未満の減価償却資産を取得した場合には、取得価額の全額の損金算入を認める

⇒ 平成18年3月31日までの期間

### (4) ゴルフ会員権の譲渡

ゴルフ会員権の譲渡により発生した損失は、現在は他の所得との損益通算が可能ですが、昨年「損益通算は不可」という声があり、改正の方向へ向かっていましたが、実施はされませんでした。

ただ今後もやはり、改正の意見が大きいため、注目される項目です。

⇒ ゴルフ会員権については、昨今、譲渡だけではなく、倒産に伴う税務処理等、複雑になってきていますので是非ご注意ください。